



2026年1月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア イ シ ン
代 表 者 名 取 締 役 社 長 吉 田 守 孝
(コード番号 7259 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 経 理 部 長 倉 内 敬
T E L (0566)24-8265

自己株式の公開買付けの買付条件等の変更及び 自己株式取得に係る事項の変更に関するお知らせ

当社は、2025年6月3日付「自己株式の取得に係る事項の変更及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2025年6月3日付公表文」といいます。）のとおり、同日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得に関し、2025年4月25日開催の取締役会において決議された自己株式の取得の上限及び期限の範囲内にて、自己株式の公開買付け（以下「本自己株公開買付け」といいます。）を行う予定であることを決議しておりましたが、本日開催の取締役会において、本自己株公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株公開買付価格」といいます。）を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,791円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,791円）とすることから、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの買付条件等の変更の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,078円を上回る場合には3,078円）とすることに変更することを決議いたしました。

これに伴い、2025年6月3日付公表文の内容を、下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

さらに、2025年10月6日付「(開示事項の経過)自己株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」のとおり、当社は、本自己株公開買付けを開始する時期が2026年3月以降になることを見込んでいる旨を公示しておりましたが、本自己株公開買付けの開始予定期限についても下記のとおりといたしますので、お知らせいたします。

記

- I. 自己株式の取得に係る事項の変更
2. 自己株式の取得に係る事項の変更の内容
(変更前)

2025年4月25日開催の取締役会の決議内容を以下のとおり変更いたします。変更箇所は下線で示してお

ります。(注：下表の下線は、2025年4月25日開催の取締役会の決議内容への同年6月3日時点での変更箇所を示しております。)

	変更前	変更後
① 取得対象株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数	130,000,000株(上限)	130,000,000株(上限)
③ 株式の取得価額の総額	1,200億円(上限)	1,200億円(上限)
④ 取得期間	2025年5月1日から2026年3月31日まで	2025年5月1日から2026年3月31日まで
⑤ 取得方法	株式会社東京証券取引所における市場買付け及び自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)	株式会社東京証券取引所における市場買付け、自己株式立会外取引(ToSTNeT-3) <u>及び自己株式の公開買付け</u>
⑥ その他	本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任いたします。	本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任いたします。 <u>ただし、自己株式の公開買付けの方法による本自己株式取得を除きます。</u>

なお、豊田自動織機公開買付けの実施に必要となる国内外の競争当局並びに外国補助金に関するEU規則、投資規制法令等及び金融規制法令等を所管する当局における手続等の遅れ等により、2026年1月末頃までに、豊田自動織機公開買付けの決済が完了しない場合には、2025年4月25日開催の取締役会において決議された自己株式の取得の期限までに本自己株公開買付けの決済が完了しないことが見込まれることとなるため、当社において、改めて、本自己株公開買付けの根拠となる、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得に関する取締役会決議を行うことを予定しております。

(変更後)

本自己株公開買付けを開始する時期は、2026年2月下旬となる見込みであり、また、本日開催の取締役会において、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,791円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,791円）とすることから、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの買付条件等の変更の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,078円を上回る場合には3,078円）とすることに変更することを決議いたしましたので、2025年4月25日開催の取締役会の決議内容を以下のとおり変更いたします。変更箇所は下線で示しております。

	変更前	変更後
① 取得対象株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数	130,000,000株(上限)	130,000,000株(上限)
③ 株式の取得価額の総額	1,200億円(上限)	1,500億円(上限)

④ 取得期間	2025年5月1日から <u>2026年3月31日まで</u>	2025年5月1日から <u>2026年4月30日まで</u>
⑤ 取得方法	株式会社東京証券取引所における市場買付け及び自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）	株式会社東京証券取引所における市場買付け、自己株式立会外取引（ToSTNeT-3） <u>及び自己株式の公開買付け</u>
⑥ その他	本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任いたします。	本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任いたします。 <u>ただし、自己株式の公開買付けの方法による本自己株式取得を除きます。</u>

II. 自己株式の公開買付け

1. 買付け等の目的

(変更前)

<前略>

トヨタ不動産からの連絡を受けて、当社は、トヨタ不動産の提案に係る自己株式取得に応じるかについて検討を開始いたしました。検討を進める中、当社は、2025年4月11日、トヨタ不動産より、①豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が公開買付けの方法により豊田自動織機が所有する当社普通株式を取得すること、②本自己株公開買付けにおける買付予定数を、豊田自動織機が所有する当社普通株式の全部である23,239,227株（所有割合：3.07%）とすること、③本自己株公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株公開買付価格」といいます。）を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して一定のディスカウントを行った金額（ただし、当該金額が一定の金額を上回る場合はその金額）とすることについて提案を受けました。また、当社は、2025年4月26日、トヨタ不動産より、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（ただし、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）を上回る場合はその金額。以下「本自己株公開買付上限価格」といいます。）とすることについて提案を受けました。

<中略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、審議及び決議に参加した当社取締役（下記の理由により吉田守孝氏及び小林耕士氏を除く6名）の全員一致で、①自己株式の取得を行う予定であること、②その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び③本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,791円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,791円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、④本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である23,239,227株（所有割合：3.07%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、

買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した23,239,327株（所有割合：3.07%）を、買付け等を行う株式の数の上限とすることを決議いたしました。また、トヨタ不動産からは、本自己株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数が買付予定数を超える、あん分比例の方式により、豊田自動織機において想定を超える当社普通株式の残存が生じた場合には、当該残存する当社普通株式については、現状においてその具体的な手法は未定であるが、原則として速やかに売却することを豊田自動織機に対して要請する方針であるとの説明を受けております。なお、豊田自動織機買付者プレスリリースによると、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間の本日付公開買付合意書において、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が本自己株公開買付けを開始した場合には、豊田自動織機は、その所有する当社普通株式の全部（23,239,227株、所有割合：3.07%）を本自己株公開買付けに応募することを合意したことです。

<中略>

本自己株公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。また、本自己株公開買付けは、当社が2025年中期経営計画において企図する追加株主還元の一環として想定していたキャッシュアウトの範囲内で行うものであることに加え、実際にも、2025年3月期決算短信に記載の2025年3月31日現在における当社連結ベースの現金及び現金同等物は451,690百万円であることから、当社の今後の事業運営や財務健全性及び安全性に悪影響を与えることなく実現できるものと考えております。

<後略>

(変更後)

<前略>

トヨタ不動産からの連絡を受けて、当社は、トヨタ不動産の提案に係る自己株式取得に応じるかについて検討を開始いたしました。検討を進める中、当社は、2025年4月11日、トヨタ不動産より、①豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が公開買付けの方法により豊田自動織機が所有する当社普通株式を取得すること、②本自己株公開買付けにおける買付予定数を、豊田自動織機が所有する当社普通株式の全部である23,239,227株（所有割合：3.07%）とすること、③本自己株公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株公開買付価格」といいます。）を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して一定のディスカウントを行った金額（ただし、当該金額が一定の金額を上回る場合はその金額（以下、かかる金額を「本自己株公開買付上限価格」といいます。））とすることについて提案を受けました。また、当社は、2025年4月26日、トヨタ不動産より、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（ただし、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）を上回る場合はその金額を本自己株公開買付上限価格とする。）とすることについて提案を受けました。

<中略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年6月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、審議及び決議に参加した当社取締役（下記の理由により吉田守孝氏及び小林耕士氏を除く6名）の全員一致で、①自己株式の取得を行う予定であること、②その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び③本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値

1,791 円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には 1,791 円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、④本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である 23,239,227 株（所有割合：3.07%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元（100 株）を加算した 23,239,327 株（所有割合：3.07%）を、買付け等を行う株式の数の上限とすることを決議いたしました。

その後、2025 年 12 月 18 日に、当社は、トヨタ不動産より、2025 年 6 月 3 日以降、当社普通株式の市場株価が上昇しており、当社普通株式の市場株価と本自己株公開買付上限価格として設定した 1,791 円との乖離が大きい状態になっていることを踏まえ、本自己株公開買付上限価格を豊田自動織機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）に変更することを検討いただきたいとの要請を受けました。これを受け、2025 年 12 月 22 日開催の取締役会での協議を踏まえ、2025 年 12 月 26 日、当社は、豊田自動織機公開買付けと本自己株公開買付けとが、トヨタグループ各社の成長を目指した資本関係の見直しのための一連の取引と認識しており、本自己株公開買付上限価格を見直すことを当社が検討する前提として、豊田自動織機公開買付けにおける買付け等の価格（以下「豊田自動織機公開買付価格」といいます。）を見直すことをご検討いただきたい旨を回答いたしました。これに対し、2026 年 1 月 6 日に、当社は、トヨタ不動産より、豊田自動織機との間で豊田自動織機公開買付価格の変更について協議を行っている旨の伝達を受け、再度、本自己株公開買付上限価格の変更を検討いただきたいとの要請を受けました。これを受け、当社は、本自己株公開買付上限価格の変更を検討する中で 2026 年 1 月 8 日に、トヨタ不動産に対して本自己株公開買付上限価格の変更の必要性について改めて説明いただきました。これに対し、同日に、当社は、トヨタ不動産より、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却は、時価を基準とした可能な限り有利な方法により売却することが必要であると考えており、豊田自動織機の税金等考慮後の手取り額は、本自己株公開買付上限価格（1,791 円）で売却する場合よりも当社普通株式を株式市場において市場価格で売却する場合の方が多くなることから、現時点において豊田自動織機が所有する当社普通株式を本自己株公開買付上限価格（1,791 円）で売却する意向は有していない旨、及び本自己株公開買付上限価格の変更により豊田自動織機が取得することとなる金銭が増加することを前提として、豊田自動織機公開買付価格の変更について検討可能である旨の伝達を受けました。これを受けて、当社は、本自己株公開買付上限価格を変更することを改めて検討いたしました。そして、①本自己株公開買付上限価格を変更しないことにより、豊田自動織機が所有する当社普通株式が、本自己株公開買付けに応募されず、株式市場において市場価格で売却された場合の当社普通株式の市場株価への影響、②当社が応募対象株式を自己株式として取得することとすれば、当社が 2025 年中期経営計画において企図する追加株主還元の一環として、当社普通株式の流動性を損ねることなく、短期的に相当規模の自己株式の取得が可能であり、企図していた追加株主還元の実現に資することと考えられること、③本自己株公開買付上限価格を変更した場合においても、本自己株公開買付けは、当社が、足元の市場価格に対してディスカウントを行った価格で応募対象株式を自己株式として取得することができる機会であること、④豊田自動織機公開買付価格が引き上げられる見込みであること等を総合的に勘案した結果、当社は、本自己株公開買付けの成立を最優先に考え、本自己株公開買付上限価格を変更することが望ましいと判断いたしました。その後、2026 年 1 月 14 日、当社はトヨタ不動産から、豊田自動織機公開買付価格を 18,800 円として、2026 年 1 月 15 日から豊田自動織機公開買付けを開始する予定である旨の連絡を受けました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入）。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,791 円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には 1,791 円）とすることから、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディ

スカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの買付条件等の変更の決議に係る取締役会開催日の前営業日である 2026 年 1 月 13 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 3,078 円を上回る場合には 3,078 円）とすることに変更することを決議いたしました。なお、当社は、本自己株公開買付けの買付条件等の変更の決議に際して、本自己株公開買付価格のディスカウント率についても改めて検討を行い、2023 年 1 月から 2025 年 12 月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例（以下「参考事例（2026 年 1 月時点）」といいます。）89 件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計 11 件）を除く事例 78 件（ディスカウント率 5%（参考事例（2026 年 1 月時点）におけるディスカウント率の計算においては、小数第一位を四捨五入しております。）以上 10%未満が 3 件、ディスカウント率 10%が 64 件、ディスカウント率 11%以上が 11 件ありました。）において、ディスカウント率 10%が最多であったことを参考に、近時の類似案件におけるディスカウント率の一般的な水準が 10%であると考え、本自己株公開買付価格のディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。また、株式の取得価額の総額の上限である 1,500 億円から、2025 年 12 月 31 日現在、当社が 2025 年 4 月 25 日開催の取締役会決議に基づいて既に取得した当社普通株式の取得価額の総額 760 億円を控除した 740 億円は、本日時点における当社の分配可能額の範囲内であることから、2025 年 4 月 25 日開催の取締役会決議（その後の変更を含む。）に基づく自己株式の取得を行えなくなる事態は生じないものと考えております。さらに、トヨタ不動産からは、本自己株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数が買付予定数を超え、あん分比例の方式により、豊田自動織機において想定を超える当社普通株式の残存が生じた場合には、当該残存する当社普通株式については、現状においてその具体的な手法は未定であるが、原則として速やかに売却することを豊田自動織機に対して要請する方針であるとの説明を受けております。なお、豊田自動織機買付者プレスリリースによると、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間の 2025 年 6 月 3 日付 公開買付合意書において、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が本自己株公開買付けを開始した場合には、豊田自動織機は、その所有する当社普通株式の全部（23,239,227 株、所有割合：3.07%）を本自己株公開買付けに応募することを合意したことです。

<中略>

本自己株公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。また、本自己株公開買付けは、当社が 2025 年中期経営計画において企図する追加株主還元の一環として想定していたキャッシュアウトの範囲を超える可能性があるものの、当社が 2025 年 10 月 31 日に公表した「2026 年 3 月期 第 2 四半期（中間期）決算短信〔IFRS〕（連結）」に記載の 2025 年 9 月 30 日現在における当社連結ベースの現金及び現金同等物は 472,511 百万円であることから、当社の今後の事業運営や財務健全性及び安全性に悪影響を与えることなく実現できるものと考えております。

<後略>

2. 本自己株式の取得に関する取締役会決内容（2025 年 4 月 25 日開示）

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

（変更前）

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	0 株	0 円

（注 1）本日現在、当社が 2025 年 4 月 25 日開催の取締役会決議に基づいて既に取得した当社の上場株券等はありません。

（変更後）

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	32,526,100 株	76,006,632,688 円

（注 1）2025 年 12 月 31 日現在、当社が 2025 年 4 月 25 日開催の取締役会決議に基づいて既に取得した当社

の上場株券等について記載しております。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

(変更前)

本自己株公開買付けは、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後実務上可能な限り速やかに実施することを予定しており、本日現在、当社は、2026年1月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

<後略>

(変更後)

本自己株公開買付けは、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後実務上可能な限り速やかに実施することを予定しており、本日現在、当社は、2026年2月下旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

<後略>

3. 買付け等の概要

(2) 買付け等の価格

(変更前)

未定

(注) 上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、本日開催の取締役会においては、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,791円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,791円）とする予定であることを決議しており、正式には、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後実務上可能な限り速やかに、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて決議する予定です。正式な本自己株公開買付価格については、決定次第、速やかにお知らせいたします。

(変更後)

未定

(注) 上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、2025年6月3日及び2026年1月14日開催の取締役会においては、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの買付条件等の変更の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,078円を上回る場合には3,078円）とする予定であることを決議しており、正式には、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後実務上可能な限り速やかに、本自己株公開買付け

が開始される時点で、改めて決議する予定です。正式な本自己株公開買付価格については、決定次第、速やかにお知らせいたします。

3. 買付け等の概要

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(変更前)

<前略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、審議及び決議に参加した当社取締役（吉田守孝氏及び小林耕士氏を除く6名）の全員一致で、①自己株式の取得を行う予定であること、②その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び③本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,791円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,791円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、④本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である23,239,227株（所有割合：3.07%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した23,239,327株（所有割合：3.07%）を、買付け等を行う株式の数の上限とすることを決議いたしました。

(変更後)

<前略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年6月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、審議及び決議に参加した当社取締役（吉田守孝氏及び小林耕士氏を除く6名）の全員一致で、①自己株式の取得を行う予定であること、②その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び③本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,791円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,791円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、④本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である23,239,227株（所有割合：3.07%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した23,239,327株（所有割合：3.07%）を、買付け等を行う株式の数の上限とすることを決議いたしました。

その後、2025年12月18日に、当社は、トヨタ不動産より、2025年6月3日以降、当社普通株式の市場株価が上昇しており、当社普通株式の市場株価と本自己株公開買付上限価格として設定した1,791円との乖離が大きい状態になっていることを踏まえ、本自己株公開買付上限価格を豊田自動織機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の

終値（小数点以下四捨五入）に変更することを検討いただきたいとの要請を受けました。これを受け
て、2025年12月22日開催の取締役会での協議を踏まえ、2025年12月26日、当社は、豊田自動織機公開買付けと本自己株公開買付けとが、トヨタグループ各社の成長を目指した資本関係の見直しのための一連の取引と認識しており、本自己株公開買付上限価格を見直すことを当社が検討する前提として、豊田自動織機公開買付価格を見直すことをご検討いただきたい旨を回答いたしました。これに對し、2026年1月6日に、当社は、トヨタ不動産より、豊田自動織機との間で豊田自動織機公開買付価格の変更について協議を行っている旨の伝達を受け、再度、本自己株公開買付上限価格の変更を検討いただきたいとの要請を受けました。これを受け、当社は、本自己株公開買付上限価格の変更を検討する中で2026年1月8日に、トヨタ不動産に対して本自己株公開買付上限価格の変更の必要性について改めて説明いただきたいと依頼いたしました。これに対し、同日に、当社は、トヨタ不動産より、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却は、時価を基準とした可能な限り有利な方法により売却することが必要であると考えており、豊田自動織機の税金等考慮後の手取り額は、本自己株公開買付上限価格（1,791円）で売却する場合よりも当社普通株式を株式市場において市場価格で売却する場合の方が多くなることから、現時点において豊田自動織機が所有する当社普通株式を本自己株公開買付上限価格（1,791円）で売却する意向は有していない旨、及び本自己株公開買付上限価格の変更により豊田自動織機が取得することとなる金額が増加することを前提として、豊田自動織機公開買付価格の変更について検討可能である旨の伝達を受けました。これを受け、当社は、本自己株公開買付上限価格を変更することを改めて検討いたしました。そして、①本自己株公開買付上限価格を変更しないことにより、豊田自動織機が所有する当社普通株式が、本自己株公開買付けに応募されず、株式市場において市場価格で売却された場合の当社普通株式の市場株価への影響、②当社が応募対象株式を自己株式として取得することとすれば、当社が2025年中期経営計画において企図する追加株主還元の一環として、当社普通株式の流動性を損ねることなく、短期的に相当規模の自己株式の取得が可能であり、企図していた追加株主還元の実現に資すると考えられること、③本自己株公開買付上限価格を変更した場合においても、本自己株公開買付けは、当社が、足元の市場価格に対してディスカウントを行った価格で応募対象株式を自己株式として取得することができる機会であること、④豊田自動織機公開買付価格が引き上げられる見込みであること等を総合的に勘案した結果、当社は、本自己株公開買付けの成立を最優先に考え、本自己株公開買付上限価格を変更することが望ましいと判断いたしました。その後、2026年1月14日、当社はトヨタ不動産から、豊田自動織機公開買付価格を18,800円として、2026年1月15日から豊田自動織機公開買付けを開始する予定である旨の連絡を受けました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,791円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,791円）とすることから、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの買付条件等の変更の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,078円を上回る場合には3,078円）とすることに変更することを決議いたしました。なお、当社は、本自己株公開買付けの買付条件等の変更の決議に際して、本自己株公開買付価格のディスカウント率についても改めて検討を行い、参考事例（2026年1月時点）89件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例78件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%が64件、ディスカウント率

11%以上が 11 件ありました。）において、ディスカウント率 10%が最多であったことを参考に、近時の類似案件におけるディスカウント率の一般的な水準が 10%であると考え、本自己株公開買付価格のディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。

3. 買付け等の概要

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

② 算定の経緯

(変更前)

<前略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、審議及び決議に参加した当社取締役（吉田守孝氏及び小林耕士氏を除く 6 名）の全員一致で、①自己株式の取得を行う予定であること、②その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び③本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,791 円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には 1,791 円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、④本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である 23,239,227 株（所有割合：3.07%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元（100 株）を加算した 23,239,327 株（所有割合：3.07%）を、買付け等を行う株式の数の上限とすることを決議いたしました。

(変更後)

<前略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025 年 6 月 3 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、審議及び決議に参加した当社取締役（吉田守孝氏及び小林耕士氏を除く 6 名）の全員一致で、①自己株式の取得を行う予定であること、②その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び③本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10% のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,791 円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には 1,791 円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、④本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である 23,239,227 株（所有割合：3.07%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元（100 株）を加算した 23,239,327 株（所有割合：3.07%）を、買付け等を行う株式の数の上限とすることを決議いたしました。

その後、2025 年 12 月 18 日に、当社は、トヨタ不動産より、2025 年 6 月 3 日以降、当社普通株式の市場株価が上昇しており、当社普通株式の市場株価と本自己株公開買付上限価格として設定した 1,791 円との乖離が大きい状態になっていることを踏まえ、本自己株公開買付上限価格を豊田自動織

機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）に変更することを検討いただきたいとの要請を受けました。これを受けたて、2025年12月22日開催の取締役会での協議を踏まえ、2025年12月26日、当社は、豊田自動織機公開買付けと本自己株公開買付けとが、トヨタグループ各社の成長を目指した資本関係の見直しのための一連の取引と認識しており、本自己株公開買付上限価格を見直すことを当社が検討する前提として、豊田自動織機公開買付価格を見直すことをご検討いただきたい旨を回答いたしました。これに対し、2026年1月6日に、当社は、トヨタ不動産より、豊田自動織機との間で豊田自動織機公開買付価格の変更について協議を行っている旨の伝達を受け、再度、本自己株公開買付上限価格の変更を検討いただきたいとの要請を受けました。これを受け、当社は、本自己株公開買付上限価格の変更を検討する中で2026年1月8日に、トヨタ不動産に対して本自己株公開買付上限価格の変更の必要性について改めて説明いただきたいと依頼いたしました。これに対し、同日に、当社は、トヨタ不動産より、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却は、時価を基準とした可能な限り有利な方法により売却することが必要であると考えており、豊田自動織機の税金等考慮後の手取り額は、本自己株公開買付上限価格（1,791円）で売却する場合よりも当社普通株式を株式市場において市場価格で売却する場合の方が多くなることから、現時点において豊田自動織機が所有する当社普通株式を本自己株公開買付上限価格（1,791円）で売却する意向は有していない旨、及び本自己株公開買付上限価格の変更により豊田自動織機が取得することとなる金額が増加することを前提として、豊田自動織機公開買付価格の変更について検討可能である旨の伝達を受けました。これを受けたて、当社は、本自己株公開買付上限価格を変更することを改めて検討いたしました。そして、①本自己株公開買付上限価格を変更しないことにより、豊田自動織機が所有する当社普通株式が、本自己株公開買付けに応募されず、株式市場において市場価格で売却された場合の当社普通株式の市場株価への影響、②当社が応募対象株式を自己株式として取得することとすれば、当社が2025年中期経営計画において企図する追加株主還元の一環として、当社普通株式の流動性を損ねることなく、短期的に相当規模の自己株式の取得が可能であり、企図していた追加株主還元の実現に資すると考えられること、③本自己株公開買付上限価格を変更した場合においても、本自己株公開買付けは、当社が、足元の市場価格に対してディスカウントを行った価格で応募対象株式を自己株式として取得することができる機会であること、④豊田自動織機公開買付価格が引き上げられる見込みであること等を総合的に勘案した結果、当社は、本自己株公開買付けの成立を最優先に考え、本自己株公開買付上限価格を変更することが望ましいと判断いたしました。その後、2026年1月14日、当社はトヨタ不動産から、豊田自動織機公開買付価格を18,800円として、2026年1月15日から豊田自動織機公開買付けを開始する予定である旨の連絡を受けました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,791円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,791円）とすることから、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの買付条件等の変更の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,078円を上回る場合には3,078円）とすることに変更することを決議いたしました。なお、当社は、本自己株公開買付けの買付条件等の変更の決議に際して、本自己株公開買付価格のディスカウント率についても改めて検討を行い、参考事例（2026年1月時点）89件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例78件

(ディスカウント率5%以上 10%未満が3件、ディスカウント率 10%が 64 件、ディスカウント率 11%以上が 11 件ありました。)において、ディスカウント率 10%が最多であったことを参考に、近時の類似案件におけるディスカウント率の一般的な水準が 10%であると考え、本自己株公開買付価格のディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。

3. 買付け等の概要

(5) 買付け等に要する資金

(変更前)

41,621,455,557 円（予定）

(注) 上記(4)の買付予定数(23,239,227 株)に本自己株公開買付上限価格(1,791円)を乗じた金額です。

(変更後)

71,530,340,706 円（予定）

(注) 上記(4)の買付予定数(23,239,227 株)に本自己株公開買付上限価格(3,078円)を乗じた金額です。

以 上